

知っていますか？

中学校 1・2・3年生及び
義務教育学校 7・8・9年生の皆さんへ

子どもの権利条約

「子どもの権利条約」は1989(平成元)年に国際連合で採択され、日本は1994(平成6年)に批准しました。この条約は、地球上のすべての18歳未満の子どもが社会的に保護され、基本的人権が尊重されるようにとの願いを込めてつくられました。

この条約では、子どもは一人の人間として尊重され、大人と同じように独立した人格と尊厳を持つ権利の主体とみなしています。そして、愛情を受けて健康で幸せに成長していけるよう、大きく分けて4つの権利を守ることを定めています。

生きる権利

病気・ケガの適切な予防措置や治療を受け、生命の安全が保障され、健康に生活できる権利。

育つ権利

教育・福祉などの側面から、子どもたちの健やかな成長に必要な支援を国、親をはじめとする大人から受ける権利。

守られる権利

強制労働、経済的・性的搾取、暴力、虐待などから保護される権利。また、障がいのある子どもや少数民族の子どもは、特に保護される権利。

参加する権利

子どもたち自身の意向を尊重した、意見表明、グループの結成や活動に関する自由を認められる権利。

今、世界では…

「SDGs」とは、すべての人々が平等で豊かに生きられる世界に変えるために掲げられた17の目標です。

2015(平成27)年9月の国連総会で採択され、2030年までに達成することを目指しています。

この中には、子どもたちが幸せになっていくための主な目標として「1 貧困をなくそう」「3 すべての人に健康と福祉を」「4 質の高い教育をみんなに」「16 平和と公正をすべての人に」などがあります。

SDGs (持続可能な開発目標)

世界を変えるための17の目標



ロゴ：国連広報センター作成



子どもの権利をまもるために



日本での取り組み

日本では、1951(昭和26)年に「児童憲章」が定められ、子どもを守るためにいろいろな法律が制定されました。

★「いじめ防止対策推進法」

2013(平成25)年に、いじめの禁止や、学校と保護者・地域の人・児童相談所などが連携して、いじめの防止・早期対応について定めています。

★「児童虐待防止法」

2000(平成12)年に、子どもに対する虐待の禁止と子どもの保護を定め、2019(令和元)年6月には、保護者や先生、周りの大人たちによる子どもへの体罰の禁止が追加されました。



小山市の取り組み

学校では、毎日の学校生活の中で、人権を尊重する心や生命を尊重する心を大切にしています。

★悩みや困ったことがあった時には、学校にいる「心の教室相談員」や「スクールカウンセラー」に相談してください。

★いじめをなくすために、子どもたちによる「いじめゼロ子どもサミット」や大人たちによる「小山市いじめ等防止市民会議」を開催して、いじめ撲滅のための話し合いをしています。

★児童虐待防止のために、「オレンジリボンたすきリレー」を開催したり、「スクールソーシャルワーカー(SW)」が学校を訪問したりしています。

悩んでいること、困ったことがあったら相談してください

皆さんの身の回りで、子どもの権利のことで困ったことがあったら、一人で悩まずに必ず相談してください。皆さんの権利を守るためにどうしたらよいかを聞いてくれます。どんな小さなことでも、気軽に相談してください。

子どもの人権 110 番 (法務省)

せろせろなの ひゃくとらばん
0120-007-110
(全国共通・無料ダイヤル)

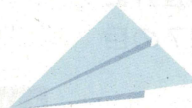
24 時間子供 SOS ダイヤル (文部科学省)

なやみおら
0120-0-78310
(全国共通・無料ダイヤル)

「子どもの人権 SOS ミニレター」 (切手不要)

人権を守る国の機関(法務省)では、「SOS ミニレター」を全国の小・中学生に配っています。

もし、皆さんがいじめにあたり、体罰や虐待などを受けて困っていたら、「ミニレター」を送ってください。必ず返事がきます。



発行 小山市役所人権推進課
小山市公式ホームページ

TEL 0285-22-9292 FAX 0285-22-8972
URL <https://www.city.oyama.tochigi.jp/>

2021(令和3)年3月 発行